平成２４年（フ）第１５４号
千葉県香取郡多古町水戸1519　日立粉末冶金開誠寮、住民票上の住所千葉県銚子市南町11番地の16
破産者　田中　六郎
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第６２０号
横浜市青葉区千草台51番地１　ヒルズ千草台１号館105号
破産者　福江　研二
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７７１号
横浜市南区新川町２丁目４番地　千栄ビル403
破産者　祖父江昭彦
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４７３号
神奈川県海老名市国分北３丁目26番18号
破産者　田代　　薫
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０６１号
横浜市戸塚区前田町472番地17
破産者　山下美智子
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１９号
神奈川県平塚市西真土１―４―79―２　桐山方、住民票上の住所神奈川県平塚市東中原２丁目19番１号
破産者　桐山　順三
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３２０号
神奈川県平塚市西真土１―４―79―２　桐山方、住民票上の住所神奈川県平塚市東中原２丁目19番１号
破産者　桐山ヤス子
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４１４号
神奈川県小田原市栢山3572番地　吉崎ハウス１、前住所神奈川県茅ヶ崎市香川６丁目５番７号
破産者　濱野　　光
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７２号
新潟県上越市東城町３丁目５番46号　サンコープ東城101号
破産者　佐野　　肇
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１４３号
富山市向新庄町２丁目14番13―10号　ニュー杉田荘
破産者　西田　　彰
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６２号
長野市大字入山723番地
破産者　西澤　光男
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
長野県飯山市大字飯山11492番地377　ホテルシルクイン
破産者　勝又　泰博
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
長野市篠ノ井御幣川1127番地３、前住所長野市大字高田1434番地７
破産者　山口　光惠
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４５５号
静岡県焼津市大村新田175番地の２　コーポニシナ201、開始決定時の住所静岡市駿河区下川原４丁目26番36号
破産者　石田　行雄
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５１７号
静岡市清水区三保1317番地の２　Ｆ．ファイブパインⅠ205号佐藤方、旧住所静岡市清水区船越南町640番地の３
破産者　大内　照男
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６３号
愛知県刈谷市野田町陣戸池54番地１、開始決定時の住所愛知県刈谷市東刈谷町１丁目22番地15
破産者　河合　裕子
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
滋賀県長浜市列見町200番地１　ハイエストパレス105号室
破産者　田中　千春
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台37番５号
破産者　豊嶋万利子
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部